

静岡県告示第290号の12

歴史的公文書の閲覧等に関する要綱（平成21年静岡県告示第282号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

静岡県知事 川勝平太

改正前	改正後
別記様式（略） 歴史的公文書閲覧等申出書 （略） <u>静岡県経営管理部総務局文書課長</u> 様 （略）	別記様式（略） 歴史的公文書閲覧等申出書 （略） <u>静岡県経営管理部文書課長</u> 様 （略）

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- この告示は、令和6年4月1日から施行する。
- この告示の施行の際現に改正前の別記様式により提出されている申出書は、改正後の別記様式により提出された申出書とみなす。
- この告示の施行の際現に改正前の別記様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。